科学研究費補助金研究成果報告書

平成23年 6月 7日現在

機関番号:13901

研究種目:基盤研究(B) 研究期間:2008~2010 課題番号:20402051 研究課題名 (和文)

市民参加による環境計画における手続き的公正と信頼に関する日欧比較調査研究

研究課題名 (英文)

A comparative study between Japan and EU concerning procedural fairness and trust about citizen participation in environmental planning

研究代表者:

広瀬 幸雄 (HIROSE YUKIO) 名古屋大学・環境学研究科・教授

研究者番号:10117921

研究成果の概要(和文):

合意形成が容易ではない環境計画の受容に、手続き的公正と信頼が与える影響について、 欧州事例調査及び日欧比較実験から明らかにした。事例調査からは、賛成か反対かの二分 法では利害に関する意見の類似性が受容に影響を与えていたが、折衷した決定の受容につ いては手続き的公正の重要性が示された。実験からは、公益的視点としての手続き的公正 と、私益的視点から価値観の類似性がもたらす代表者への信頼との両方が、社会的受容に 重要であることが示された。

研究成果の概要 (英文):

This study investigated the effect of procedural fairness and trust on social acceptance of environmental planning, which are particularly difficult to achieve agreement. Case studies in EU and comparative experiments between Japan and Europe were conducted. Results from case study showed that procedural fairness was a significant determinant of acceptance of eclectic decision, while opinion similarity related to trust determined the dichotomy between approval and disapproval. Results from experiments showed that social acceptance was influenced not only by procedural fairness, which contributed to public benefit, but also by opinion similarity, which represented personal benefit.

交付決定額

(金額単位:円)

			(======================================
	直接経費	間接経費	合 計
2008 年度	3,700,000	1,110,000	4,810,000
2009 年度	5,400,000	1,620,000	7,020,000
2010 年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
総計	12,700,000	3,810,000	16,510,000

研究分野:環境社会心理学

科研費の分科・細目:心理学・社会心理学

キーワード:社会系心理学、環境政策、市民参加、手続き的公正、信頼

1. 研究開始当初の背景

合意形成が容易ではない環境計画が社会 的に受容されるためには、手続き的に公正で 実効性の高い市民参加が必要不可欠だとし て、EUを中心に様々な参加型会議手法(コ ンセンサス会議、プランニングセルズ、協同 的ディスコースなど)が開発され、実際の計

画策定において実施されている。日本でもそ れらの参加型会議が社会実験として試みら れ始めた。しかし、市民参加により策定され た計画が、その手続き的公正さの評価を媒介 にして、市民に受容されるのかについての実 証的社会心理学研究は行われてこなかった。

そこで、われわれはEUおよび日本での市

民参加による環境計画プロジェクトの社会 調査 (Hirose, et al., 2005; 2006, Ohnuma, et al.,2007, Sugiura, et al., 2007) に着手し、 計画の社会的受容の主要な規定因が事業内 容の実効性評価とともに市民参加の手続き 的公正評価であること、情報開示、意見表明 や議論の機会、計画への意見反映、参加の代 表性が参加手続きの公正さの要件であるこ とを、EUと日本の事例調査から解明した。

だが、信頼が受容の規定因とする先行研究とは一致しないため、整合的な説明が必要である。先行研究は私益的視点から評価する状況であったのに対し、われわれの調査は共益の立場から判断するという状況に焦点を当てていたという違いがある。また、われわれが行ってきた調査は、利害や価値観の対立が比較的小さい事例であったため、係争的事例にも該当するのかを確認する必要がある。

そこで、共益/私益という判断枠組みを考慮し、EUと日本における係争的な環境計画の市民プロジェクトについての社会調査を実施して、手続き的公正評価が計画内容および事業主体への信頼を高める効果を持ちうるかどうか、それまでの事業主体への信頼が計画の社会的受容への直接的あるいは調整的機能を有するのかを、市民参加に関する文化的社会的文脈を考慮しながら解明する必要がある。

2. 研究の目的

上述のように、利害や価値観が鋭く対立する環境計画の合意形成のためには、広範な市民参加が必要不可欠である。そこで、市民参加手続きの公正さが計画の社会的受容の主要な規定因になるか否かを解明するため、社会調査およびシナリオ実験をEUおよび日本において実施する。とくに次の2点に焦点を当てる。

- (1) EUと日本における環境計画での市民参加プロジェクトの適切な事例を選定して、当該地域の市民を対象にした質問紙調査を実施して、市民参加手続きの構成要件や手続き的公正評価と計画の社会的受容との関連を解明する。
- (2) 意見表明の機会が市民参加手続きの公正さを媒介として、さらに参加代表者との意見の類似性が代表者への信頼を媒介として、環境計画の受容に及ぼす効果を検証する仮想シナリオ実験を、日本とEUにおいて海外共同研究者と実施し、2つの要因が社会的受容に及ぼす影響を解明する。

3. 研究の方法

本研究では、EU における事例調査と、日 欧比較を目的としたシナリオ実験の2つを 実施した。

(1)市民参加による環境計画策定の欧州事例

調杏

多くの研究は、手続き的公正が社会的受容に効果があることを示しており、研究代表者らの研究でも、環境計画における市民参加の手続きが社会的受容に影響を及ぼすことを示してきた。しかし、多くの場合は、比較的合意が得やすく、必ずしも賛否が拮抗するような事例ではなかった。本研究では、賛否が拮抗するような事例でも、市民参加の手続きが有効であるかどうかを検討した。

市民参加の欧州事例調査の方法は、聞き取り調査及びアンケート調査である。はじめに、文献調査等で複数の候補を挙げ、そのうち3か所に聞き取り調査を行った。具体的には、ドイツのノイス市における中心街を走る路面電車(トラム)の移転/存続問題、シュツッツガルト市における中央駅及び周辺の再開発問題、そして、シェルクリンゲン市における廃棄物発電所建設問題である。その中から今回の研究目的に最もふさわしいと思われた、ドイツのノイス市の事例をアンケート調査の対象地として選定した。

ノイス市では、中心通りを通るトラムが非常に狭く危険であった。そのため、トラムを中心通りから撤去すべきか存続すべきかについて長い論争があった。2000年に実施された、無作為抽出による市民が議論するプランニングセルズをはじめ、10年あまりの間に多くの市民参加の場があった。また、2007年には住民投票も実施された。これらの市民参加による議論などを経て、2008年に市長は、複線となっている中心通りの単線化を提案し、その工事を実施した。

アンケート調査の実施に際し、分析項目に 手続き的公正に加え価値類似性の持つ効果 を加えた。すなわち、とくに賛否が拮抗する 場合、当該問題の賛成または反対などの価値 観が影響すると考えられるが、このような場 合には、各ステークホルダーへの価値観の類 似性が政策決定主体(多くの場合行政など) への信頼と関係してくると考えられるため である。

アンケート調査は、2009年11月から12月にかけて実施した。調査対象者はノイス市在住者(人口約19万人)18歳以上男女個人で、市の住民登録台帳から乱数により抽出された3000名であった。有効回答数は319で、有効回答率は10.6%であった。

(2) 代表者の発言機会と類似性が受容に及ぼす効果に関する日欧比較実験

日欧比較実験では、公的決定に参加する代表者の発言機会と、代表者と個人との価値類似性という2つの要因が、人びとの社会的受容に及ぼす影響について、日本と EU (オランダ) との間で比較検討した。

本実験では、社会的受容の規定因として、

信頼と手続き的公正に焦点をあてた。この 2 つが社会的受容に及ぼす影響に関しては、これまで多くの研究がなされている。権威への信頼は、その権威による決定の受容を促す重要な要因として強調されてきた。また、人びとの発言機会を保証するといった手続き的公正も、公的決定に対する人びとの受容を促すとされてきた。

しかし、従来の研究は、問題当事者本人(実験参加者)と権威者との直接的な関係を扱ってきた。これに対して本研究では、その権威と交渉などを行うのは問題当事者本人いると交渉などを行うのは問題当事者をして表者であるといるに題当事者全体の代表者であるといる信頼とは、権威への信頼ではなく、代表者に対したある。少数の代表者が公的への信頼である。少数の代表者が公的への信頼である。人びとは代表者に対して主張うなにあるだろうとの期待を持つ。このようでよれるだろうとの期待を持つ。このように表者への信頼と定義づけられる。とて、代表者への信頼は決定への受容を促進するだろう。

代表者への信頼は、その代表者が問題当事 者本人と当該問題に関して類似した価値観 を有しているか否かが重要となる。つまり、 代表者と価値観が似ていると思えれば代表 者を信頼するだろうと予測できる。また、代 表者は個人の利害を代表していると考えら れるので、ここでの信頼は私益的な関心から もたらされていると見なせる。そこで本実験 では、私益的な関心として、代表者と価値観 が類似しているか否かを操作した。

手続き的公正に関する先行研究は、個人の 発言機会に言及してきた。権威が人びとの発 言機会を保障することで手続き的公正が高 まり、権威の決定に対する人びとの受容を促 す。しかし、これも本人の発言が権威者に聞 き入れられたかどうかという問題である。本 人ではなく、代表者に発言の機会があった場 合はどうだろうか。もし、私益的観点に立つ ならば、代表者の発言機会は手続き的公正感 と関係なく、価値類似性と信頼に関連してく るだろう。しかし、発言の機会が、公正な手 続きを保証するものであるとした公益的視 点に立つならば、発言の機会は、価値観や信 頼とは独立に、手続き的公正を通して人びと の社会的受容に影響を及ぼすと考えられる。 本研究は、後者、すなわち、発言機会は手続 き的公正を高める要因と仮定する。そこで、 本実験では、発言の機会の有無を操作した。

以上より本研究では、代表者の発言機会が 手続き的公正を通して人びとの社会的受容 を促し、それに対して代表者との類似性は、 代表者への信頼を通して社会的受容に影響 を及ぼすと仮定した(図 1)。

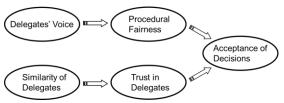


図1 代表者の発言機会と類似性から社会的受容に 至る予測モデル

上記の仮説を検証するため、「カフェテリアの値上げに関する大学当局との話し合いへ、少数の学生代表者が参加する」というシナリオを用いた実験を行った。シナリオ上で学生代表者の発言機会の有効性(delegates'voice)と、代表者と実験参加者との意見の類似性(similarity of delegates)を操作した。

実験計画は、Delegates' voice (Real / Fake) ×Similarity of delegates (High / Low) の2 要因4セル計画である。Voice 要因は、シナリオ上で大学当局が学生代表者の意見を採用するか否かを記述することで操作し、Similarity 要因は代表者の意見が実験参加者の意見と類似していたか否かを記述することで操作した。

実験参加者は、日本人の大学生 211 名(男性 118 名、女性 93 名)と、オランダでの大学生 200 名(男性 150 名、女性 49 名、不明1 名)であった。

4. 研究成果

(1) 市民参加による環境計画策定の欧州事例 調査の結果

はじめに、回答者の意見分布を確かめるため、2007年の住民投票でどちらに投票したかを調べたところ、中心通りから「撤去すべき」と投票した人と、「存続すべき」と投票した人がほぼ同じ割合で、賛否が拮抗する事例であったことが再確認された(図 2)。

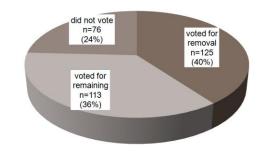


図2 住民投票での投票

次に、手続き的公正と価値類似性が社会的 受容に及ぼす影響について分析した。このと き、従属変数を、社会的受容としたときと、 賛否としたときとの比較を行った。 賛否とい うのは、撤去か存続かという二律背反的判断 であり、一方を立てれば他方が立たない。こ れに対し、社会的受容は、単線化という決定 の受容であり、これはいずれの主張も全面的 に通ったわけではないが、いずれの主張も立 てたとも言える。

分析結果より、社会的受容を従属変数としたときには、手続き的公正と価値類似性の両方が規定因となっていた。ところが、賛否を従属変数としたときには、手続き的公正の影響が極めて弱く、価値類似性の影響だけが強かった(表 1)。

表 1 手続き的公正と価値類似性の社会的受容へ の影響

Dependent variable	Acceptance	Approval
Opinion similarity	.501 ***	.449***
Procedural fairness	.445 ***	.154 *
R ²	.457 ***	.265 ***

さらに、関心の高低別に同様の分析を行った。その結果、関心の高低によらず、社会的 受容へは価値類似性と手続き的公正の両方 が影響していた。一方、賛否については、と くに関心が低いときに手続き的公正の影響 が極めて弱かった。

表 2 関心の高低別手続き的公正と価値類似性の 社会的受容への影響

DV	Acceptance		Approval	
interest	High	Low	High	Low
Opinion similarity	.468 ***	.562***	.422***	.461***
Procedural fairness	.517 ***	.325 **	.242**	.027
R ²	.491 ***	.409 ***	.320***	.187***

以上の結果から、賛否が拮抗する場合には、二分法による賛否だけで議論している限りは市民参加の手続きが公正感をもたらすことには弱い効果しかないが、賛否両方の意見をふまえた折衷案の受容に対しては、手続き的公正が重要な役割を持つことが示唆された。また、関心が低い人びとは高い人びとよりも相対的に手続き的公正の影響が弱みなたことから、関心が低い場合には自分の異なる意見を熟慮せずにヒューリスティックにも示唆された。

(2) 代表者の発言機会と類似性に関する日欧比較シナリオ実験の結果

シナリオ上で提起されたカフェテリアの 値上げの是非について、その決定経緯の手続 き的公正、学生代表者の信頼、ならびにこの 問題の決定結果に対する社会的受容を、5段 階評価の質問項目で尋ねた。

図3は、手続き的公正に関する回答結果を、4 つの実験条件ごとに日本とオランダのそれぞれで示している。また図4は、代表者への信頼に関する回答結果である。

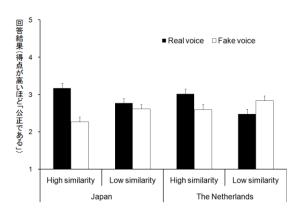


図3 日本・オランダでの手続き的公正

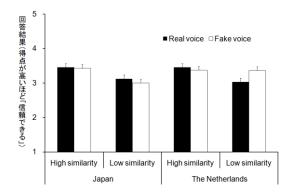


図 4 日本・オランダでの代表者への信頼

分析の結果、手続き的公正には Voice 要因の主効果が見られ、その一方で信頼には Similarity 要因の主効果のみが見られた。すなわち、代表者の発言機会は手続き的公正へ影響を及ぼすのに対して、代表者の類似性は信頼を規定することが示唆された。

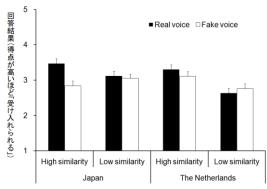


図 5 日本・オランダでの公的決定に対する社会的 受容

次に図5は、カフェテリアの値上げの是非に関する決定への社会的受容を示したものである。分析の結果、これについてはVoice要因とSimilarity要因それぞれの主効果とともに、2つの要因の交互作用が認められた。この結果は、公的決定に対する人びとの社会的受容に、代表者による発言機会と代表者と自己との意見の類似性が、いずれも重要な影

響を及ぼすことを示している。

以上の結果を総合すると、社会的受容で見られた発言機会と類似性の効果は、それぞれ手続き的公正および代表者への信頼を媒介にして生じたと解釈できる。これを確認するため、日本とオランダで多母集団同時分析を行った。図 6 はその結果である。

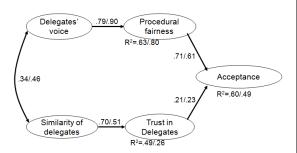


図6 手続き的公正および代表者への信頼を媒介と した、代表者の発言機会および類似性による受容 への影響

- 注1) 図中の数字は日本/オランダ
- 注2) 元の項目や誤差項などは省略した

多母集団同時分析の結果、代表者の発言機会から手続き的公正を経て社会的受容に至るパスと、それと並行的に代表者の類似性から信頼を経て社会的受容に至るパスが、日本とオランダいずれの国でも確認できた。すなわち、不特定多数の人びとから選出された、数の代表者が参加する決定場面においてと対した。以上がより、図1で仮定したモデルは、日本とオランダのいずれでも成立することが実証された。

(3) まとめ

ドイツノイス市の中心通りを通るトラム 単線化の事例調査からは、存続か撤去かとい う二分法では、価値類似性が強い規定因とな り、手続き的公正の影響は弱くなった。一方、 単線化という折衷案への受容では、手続き的 公正の重みが増した。

実験からは、自分の意見の代弁者としての 代表者との意見類似性が信頼を介して受容 に影響していた。それとは独立に、発言の機 会があることが手続き的公正を高め受容を 規定していた。

以上の結果を統合すると、賛否が拮抗する合意形成場面では、それぞれの意見を主張する場があったか、自分の意見を代弁してくれたかという私益に関連することが第一に重要となる。しかし、それだけではいつまでも平行線をたどるだけで着地点は見いだせない。そこで、多様な考え方を許容する市民参加による発言の機会などを通じた手続き的

公正が、決定の受容に重要となる。

本研究は、利害や価値観が対立する環境計画の合意形成場面においても、市民参加による手続き的公正が一定の機能を果たしていることを示した。しかし、手続き的公正は、公益的な視点に目が向けられたときに重要となるが、私益的視点に囚われている限りは効果を発しない可能性も示唆された。今後、さらなる事例研究と、自己関連性を操作した実験などを行っていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 13 件)

- ① Ohtomo,S., Hirose,Y., & Midden, C. J. H. (2011).(查読有) Cultural differences of a dual-motivation model on health risk behavior. *Journal of Risk Research*, **14**(1), 85-96.
- ②大友章司・竹島久美子・広瀬幸雄 (2010). (査読有) 感情状態が商品広告の情報処理 方略に及ぼす影響について:情報の多重役 割を中心に,人間環境学研究,8(2), 123-132.
- ③ Ando, K., Ohnuma, S., Bloebaum, Matthies, E., & Sugiura, J. (2010).(査読有) Determinants of individual and collective pro-environemntal behavior: Compareing Germany and Japan. Journal of Environmental Information Science, 38(5), 21-32. (機関リポジトリ: http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/h andle/2115/44021)
- ④<u>広瀬幸雄・大沼進・杉浦淳吉・前田洋枝・野波寛・大友章司</u> (2009).(査読無) ドイツにおける公共計画への市民参加の手続的公正さについて:レンゲリッヒ市とバイエルン州におけるプランニングセルの社会調査研究,環境社会心理学研究,9,1-249.
- ⑤<u>Maeda, H.</u>,& <u>Hirose, Y.</u>, (2009).(査読有) Expectation of empowerment as a determinant of citizen participation in waste management planning. *Japanese Psychological Research*, **51**(1), 24-34.
- ⑥大澤英昭・<u>広瀬幸雄</u>・尾花恭介 (2009).(査 読有) 吉野川第十堰を事例とした関係者 への信頼:情報の理解の程度及び関係者の 意見の受け入れに関する要因,土木学会論 文集,**65**(3), 244-261.
- ⑦尾花恭介・<u>広瀬幸雄</u> (2008).(査読有) 公共 事業計画の手続き的公正さが事業主体の 信頼に及ぼす影響と自由裁量の調整効果, 土木学会論文集, **64**(4), 557-566.
- ⑧大澤英昭・<u>広瀬幸雄</u>・寺本義也 (2008).(査 読有) 吉野川河口堰を事例とした市民と

専門家の協働の類型および知識活用の変化,科学技術社会論研究,5,93-109.

[学会発表] (計 45 件)

- ①Ohnuma, S. Hirose, Y. Sugiura, J. & Maeda, H. (2010.6.29). Effects of value similarity and procedural fairness on social acceptance: a case study of tram system in Neuss. Abstracts of 21st International Association of People-Environment Studies Conference, Pp. 169-170. (Leipzig, Germany)
- ②Nonami, H., Hirose, Y., Ohnuma, S., & Midden, C. J. H. (2009.9.9). Effects of voice and similarity on social acceptance; Procedural fairness and trust in delegates. 8th Biennial Conference on Environmental Psychology, Program & Abstracts, p.170. (University of Zurich, Zurich, Switzerland)
- ③ Maeda, H., Hirose, Y., Sugiura, J., & Ohnuma, S. (2009.9.7). Comparison between participants and non-participants in a citizen participation program in terms of intention to participate and empowerment. 8th Biennial Conference on Environmental Psychology, Program & Abstracts, p.81. (University of Zurich, Zurich, Switzerland)
- (4) Nonami, H., Hirose, Y., Ohnuma, S. & Midden, C. J. H. (2008.7.25). Effects of voice and similarity on procedural fairness and trust: Experiments in Japan & the Netherlands. XXIX International Congress of Psychology, International Journal of Psychology, 43(3), 731. (Berlin, Germany)
- ⑤ Ohnuma, S., Hirose, Y., Sugiura, J., & Maeda, H. (2008.7.25). Effects of participation in the social decision process on social acceptance: A case study in Bavaria. XXIX International Congress of Psychology, (Berlin, Germany)

〔図書〕(計11 件)

- ①□野波寛 (2011). 資源分配における公正性と正当性:誰がどのようにコモンズを管理するのか、広瀬幸雄(編) 仮想世界ゲームから社会心理学を学ぶ,ナカニシャ出版,pp.115-130.
- ②大沼進 (2011). 社会的ジレンマをめぐる 合意形成:個人や地域の利害と社会全体の 利害は調整できるのか,広瀬幸雄(編) 仮想 世界ゲームから社会心理学を学ぶ,ナカニ シヤ出版,pp.99-113.

③広瀬幸雄(2010). 市民参加による環境リスクのガバナンスについての世界の動向:環境心理学からの貢献とは,関西大学社会安全学部(編)『安全・安心を科学する』,産経新聞社 pp.45-48.

[産業財産権]

○出願状況(計 0件)

名称: 名明者: 権類: 種号: 番別年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

広瀬 幸雄 (HIROSE YUKIO) 名古屋大学・環境学研究科・教授 研究者番号:10117921

(2) 研究分担者

大沼 進 (OHNUMA SUSUMU) 北海道大学・文学研究科・准教授 研究者番号: 80301560

野波 寛 (NONAMI HIROSHI) 関西学院大学・社会学部・教授 研究者番号:50273206

杉浦 淳吉 (SUGIURA JUNKICHI) 愛知教育大学・教育学部・准教授 研究者番号: 80301560

(3)連携研究者 Midden Cees J. H.

前田 洋枝(MAEDA HIROE) 研究者番号:

大友 章司 (OHTOMO SHOJI) 研究者番号: 80455815